

# ユニバーサルサービス政策委員会（第25回）を 踏まえたご質問に対する回答 （ワイヤレス固定電話関係）

2022年3月17日

## 質問 1

携帯電話網の公募が終了したことを踏まえ、改めて、ワイヤレス固定電話の導入スケジュール及び導入に伴うコスト削減効果について伺います。

### 質問 1 - 1

携帯電話網の公募が終了したことを踏まえ、改めて、ワイヤレス固定電話の導入スケジュール（導入予定回線数、導入予定地域等）の年次推移をお示し下さい。

### 回答 1 - 1

- モバイル網の公募は終了したところですが、今後、ワイヤレス固定電話のサービス提供に向けて、以下のような対応事項が順次発生してまいります。
  - ①モバイル事業者の選定・契約  
（提案内容の精査及び評価、事業者の決定、契約条件の検討・調整、契約締結）
  - ②当社設備・システムの開発、エリア等の検討  
（当社設備・システム仕様の詳細検討、開発着手、具体的な提供対象エリア（初回申請対象）の選定、中長期の提供エリア、スケジュール、コスト削減効果の検討）
  - ③提供エリアに係る認可申請、サービス提供開始  
（認可申請、サービス提供条件等の公表）
- 現時点では上記①への対応段階にあり、モバイル事業者との契約締結に向けた諸条件の調整中ですが、今後、それらを踏まえ、②の段階において、具体的な提供対象エリア等の検討を行う予定ですので、その段階において、改めてご回答致します。

# ご質問事項（質問1）

## 質問1-2

質問1-1で回答いただいた導入スケジュールに対応する形で、ワイヤレス固定電話の導入に伴うコスト削減効果（メタル回線の維持やメタル回線の再敷設又はメタル回線の代替としての光回線の提供に係るコストとワイヤレス固定電話の導入に係るコストの差分）の年次推移を、基本料回収部分と接続料原価部分に区分して定量的にお示ください。なお、質問1-1において、仮に現時点で具体的な導入スケジュールをお示いただくことが困難な場合、本問においては、導入スケジュールに一定の仮定を置いた上で、削減効果の年次推移を予測・試算し、お示ください。

## 回答1-2

委員限り

- 回答1-1の通り、現時点では、応札事業者の提案内容を精査している段階であり、モバイル事業者との契約締結に向けた諸条件の調整中ですが、今後、それらを踏まえ、具体的な提供対象エリア等の検討を行う予定です。
- なお、前回ご提示した包括的検証の議論におけるコスト試算について、モバイル網の調達に係る応札事業者の提案額や当社設備の開発に要する費用等を精査の上、同様の前提で改めて算定した場合、提供開始後10年目で  億円のコスト削減効果が見込まれることとなります。
- 上記の算定においては、「①メタルケーブルの新設・維持に要する費用」と「②ワイヤレス固定電話の提供に要する費用」の差分（②－①）をワイヤレス固定電話の提供によるコスト削減効果としており、提供開始後3年目で1万回線、10年目で10万回線の需要を想定しております。

（単位：億円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
コスト削減効果 （②－①）										

※ コスト削減の効果をマイナスで表記

### 質問 1 - 3

質問 1 - 2 でお示しいただいたコスト削減効果の年次推移に対応して、コスト削減効果の発現/最大化を妨げる要因があればご教示ください。

### 回答 1 - 3

- 将来的にエリア要件等の見直しが行われ、ワイヤレス固定電話の導入対象エリアが拡大する場合には、より一層のコスト削減効果が見込まれるものと考えます。

### 質問2

資料3-1（NTT東日本・西日本説明資料）の1ページについて、最大60万回線のワイヤレス固定電話対象回線のうち、現在の補填対象回線（全体で26万回線）と一致するものは最大13万回線とのことですが、このように、補填対象となる高コスト回線とワイヤレス固定電話対象回線にずれが生じる理由をご教示ください。

### 回答2

- ワイヤレス固定電話の提供が認められるエリアは、「山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域」かつ「加入電話回線密度が18回線/km<sup>2</sup>未満となる区域」とNTT法施行規則で規定されており、当該要件を満たすエリアにおける収容局の回線数の合計が60万回線となります。（前回弊社プレゼン資料P.1）
- 一方、ユニバーサルサービス交付金の補填の対象は、NTSコストに係る部分がベンチマーク水準（全国平均+2σ）以上の高コストとなるエリアの収容局に限定されるため、その対象回線数は26万回線程度となります。（前回弊社プレゼン資料P.1-P.2）
- 当社の説明資料では、双方に該当する収容局の回線数の合計が13万回線としてお示したところですが、以上のように、ワイヤレス固定電話の提供対象となるエリアの基準と、ユニバーサルサービス交付金の補填対象となるエリアの基準は異なるものであるため、対象回線数についても一致しないものと考えます。

### 質問3

資料3-1（NTT東日本・西日本説明資料）の3ページにおいて、「一定程度の導入が進んだ段階において、改めて算定方法等の検討を行っていくことが適当」と提案いただいていることについて伺います。

#### 質問3-1

「一定程度」とはどのような基準を想定しているか、具体的にご教示ください。

#### 回答3-1

- 「一定程度」については、現時点で具体的な基準を想定しているものではありませんが、ワイヤレス固定電話への移行の実績が積み重なり、どのような場合に現行の補填額算定スキームにおいてコスト効率化の効果が反映可能となるのかといった有効事例のようなものが見通せる状況になった段階で、改めてその効率化効果を補填額の算定に反映させるための具体的な方法についての検討を行うことが適当であると考えます。

### 質問3 - 2

本件に関して、収容している全ての加入電話がワイヤレス固定電話に置き換えられた収容局が増加することで、現在の仕組みの下で算定される補填額に影響が表れるようになれば、改めて算定方法等の検討を行うことが可能となるという説明もありました。ワイヤレス固定電話導入の判断基準の一つとして、収容している全ての加入電話がワイヤレス固定電話に置き換え可能な収容局の回線に積極的に導入していくというお考えがあるのか、ご教示ください。

### 回答3 - 2

- 現行の補填額算定スキームによる補填の対象は、実質的にNTSコストに係る部分に限定されていることから、補填対象エリアにおける収容局の単位で加入電話がワイヤレス固定電話に移行すれば、当該収容局におけるNTSコストが不要になるため、補填額にも一定の抑制影響が表れるものと認識しています。
- 当社としては、ワイヤレス固定電話の導入は、老朽化・故障による再敷設や、災害・事故・道路工事等による提供ルートの変更を契機とした、あくまでも現実における加入者回線に係る実際費用の削減を目的として行うものであり、収容局内の加入電話を一括でワイヤレス固定電話に移行することは、現時点、検討しておりませんが、提供エリアを順次拡大していく中で、結果的に収容局内の全ての加入電話がワイヤレス固定電話に移行することは考えられます。
- なお、収容局内の加入電話の一部のみがワイヤレス固定電話に置き換えられた場合でも、加入電話の回線数が減少すれば、LRICモデルで算定される加入者回線を収容する装置がより小規模化・集約化され得るものであり、そうした場合も、補填額に一定の抑制影響が表れるものと認識しています。

### 質問3 - 3

ワイヤレス固定電話の導入に伴う回線当たりのコスト削減効果は、収容局内で収容している加入電話全てがワイヤレス固定電話に置き換えられなければ生じないものであるか、ご教示ください。

### 回答3 - 3

- メタルケーブルの再敷設等を契機にワイヤレス固定電話を導入していくことで、収容局単位で加入電話がワイヤレス固定電話に置き換わらなくても、加入者回線区間のコスト削減効果は見込まれるものと考えます。また、これにより、たとえば、接続機能では、実績原価方式で算定するドライカップ接続料の原価の低減が図られることとなります。
- 一方で、ユニバーサルサービス交付金としては、現行の補填額算定スキームの下では、補填対象が実質的にNTSコストに限定されており、また、LRICモデルを用いて算定されるNTSコストは、収容局内に加入電話が1回線でも収容される以上は必ず発生するものであり、回線数の減少に応じて低減されにくい性質であることを踏まえると、補填額対象エリアにおける収容局の単位で、収容される回線全てがワイヤレス固定電話に移行しない限りは、補填額の削減効果は限定的になるものと想定されます。

### 質問4

資料5（ソフトバンク説明資料）の11ページにおいて、「補てん額の減少に直接つながらないエリアが先行して置き換わるおそれあり」との指摘があることに関連して伺います。

#### 質問4-1

N T T 東日本・西日本から提案のあった当面の補填額算定方法（※1）やK D D I から提案のあった当面の補填額算定方法（※2）では、ワイヤレス固定電話の導入地域により補填額への影響が異なる（補填額の増加/減少等や、その程度が変わる）ことが見込まれますが、このようにワイヤレス固定電話の導入地域により補填額への影響が異なるような補填額算定方法とすることの是非についてお考えをご教示ください。

※1 ワイヤレス固定電話に移行した回線数を控除した上でL R I Cモデルにより補填額を算定する方法。

※2 ワイヤレス固定電話に移行した回線もメタル回線であるものとしてL R I Cモデルにより補填額を算定した上で、ワイヤレス固定電話に移行した回線分の補填額を控除する方法。

#### 回答4-1

- 質問2の回答の通り、制度や目的の差異により、ワイヤレス固定電話の導入対象エリアとユニバーサルサービス交付金の補填対象エリアは全てが一致するものではないため、必ずしも、ワイヤレス固定電話に置き換わっていくエリアの全てがユニバーサルサービス交付金の高コスト地域を包含することにはならないと考えています。
- 加えて、ワイヤレス固定電話の導入は、老朽化・故障による再敷設や、災害・事故・道路工事等による提供ルートの変更を契機とした、あくまでも現実における加入者回線に係る実際費用の削減を目的として行うものではありませんが、その効果はNTSコストを実質的な補填対象とする交付金算定の仕組みにおいて、導入状況によっては一定程度反映されるもの、直接的には反映されにくい構造になっていると考えられます。

### 質問4-2

N T T 東日本・西日本から提案のあった当面の補填額算定方法や K D D I から提案のあった当面の補填額算定方法のように、ワイヤレス固定電話の導入地域により補填額への影響が異なるような補填額算定方法を適用した場合に、補填額への影響は、ワイヤレス固定電話導入地域を選定する判断基準の一つとなるかご教示ください。

### 回答4-2

- ワイヤレス固定電話は、現実における加入者回線に係る実際費用の削減を目的として導入されるものである一方、現行のユニバーサルサービス交付金による補填は、LRICモデルを用いて算定されるNTSコストのうちベンチマーク水準以上の一部に限定される仕組みとなっていることを踏まえると、補填対象の収容局であるか否かという点は、ワイヤレス固定電話の導入判断にあたっての基準そのものにはならないと考えます。

**質問5** NTT東日本・西日本から提案のあった当面の補填額算定方法について伺います。

### 質問5-1

NTT東日本・西日本から提案のあった当面の補填額算定方法において、ワイヤレス固定電話を導入した場合、LRICモデルに入力する加入電話回線数が減少することで、回線当たりのNTSコストが上昇し、補填額が増加することがないと言えるのか、御教示ください。

**質問5-2** 質問5-1で回答いただいた内容も踏まえ、NTT東日本・西日本から提案のあった当面の補填額算定方法では、ワイヤレス固定電話を導入しなかった場合と比べて、補填額がどのように変動する（増加/減少等の傾向及びその程度）と見込まれるかご教示ください。

### 回答5-1

- LRICモデルに入力する加入電話回線数が減少したとしても、収容局ごとに発生するNTSコストは加入電話回線数の減少に比例してリニアに減少しない側面があるものの、NTSコストに係る装置の小規模化・集約化や収容局の単位でワイヤレス固定電話へ移行した場合にはコストが減少する効果もあると想定され、実際の導入状況によってその影響は異なるものと考えられます。
- そのため、当社としては、回答3のとおり、ワイヤレス固定電話への移行の実績が積み重なり、どのような場合に現行の補填額算定スキームにおいてコスト効率化の効果が反映可能となるのかといった有効事例のようなものが見通せる状況になった段階で、改めてその効率化効果を補填額の算定に反映させるための具体的な方法についての検討を行うことが適当であると考えているところです。

### 回答5-2

- 上記のとおり、ワイヤレス固定電話の導入による補填額の変動は、実際の導入状況の影響を受けることに加え、算定に適用するLRICモデルの仕様（何次モデルか、PSTNモデルかIPモデルか等）に依存すること、回線当たりコストの分布により平均・標準偏差により算定されるベンチマークも変化すること等の多くの要素の影響を受けることから、現時点でどう変動するかを見込むことは困難と考えております。

### 質問5－3

情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申（令和元年12月17日）では「提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある」とされているところ、質問5-2で回答いただいた内容も踏まえ、N T T 東日本・西日本から提案のあった当面の補填額算定方法は同方針と整合しているとお考えかご教示ください。

### 質問5－4

資料5（ソフトバンク説明資料）の10ページにおいて、「現行の算定モデルでは（中略）補てん額の減少に繋がらない場合がある」として「補てん額削減のための何らかの補正が必要」との指摘があります。質問5-2で回答いただいた内容も踏まえ、N T T 東日本・西日本から提案のあった当面の補填額算定方法に、補填額削減のための何らかの補正が必要とお考えかご教示ください。

### 回答5－3

- ・ 当社としては、当面、ワイヤレス固定電話の導入が限定的である以上、それに伴う補填額への効率化影響は、短期的には僅少にならざるを得ないと考えておりますが、今後、ワイヤレス固定電話の導入を進めていくことで、中長期的には、交付金も含めた基礎的電気通信役務の維持に係るトータルコストの効率化が実現可能になるものと考えます。

### 回答5－4

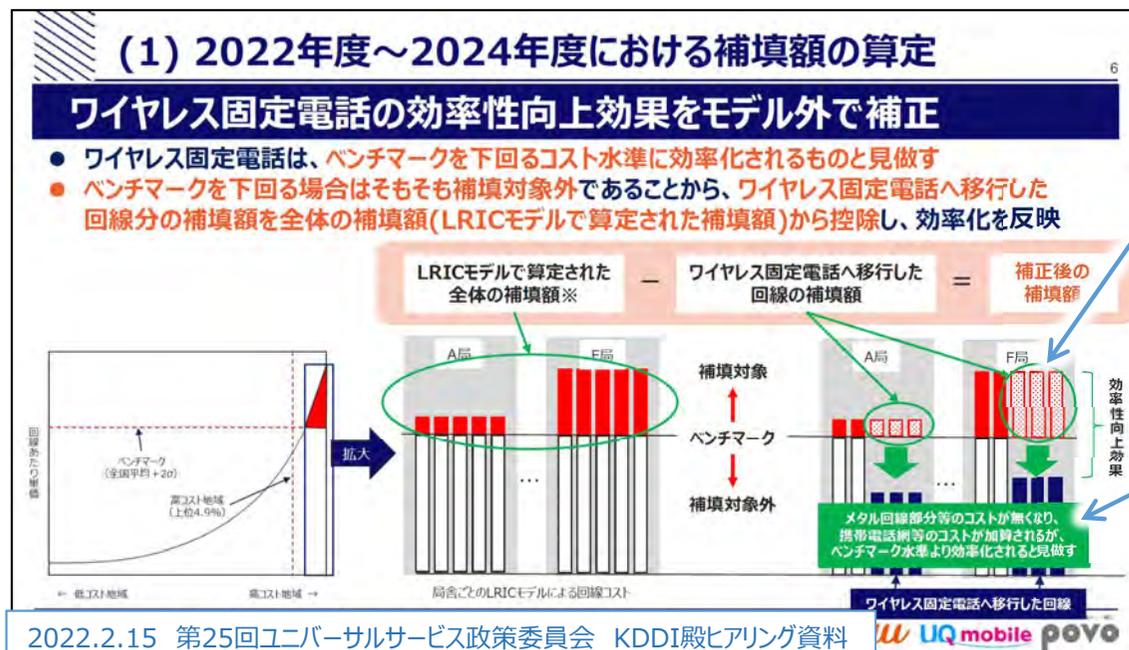
- ・ 当社としては、回答3のとおり、ワイヤレス固定電話への移行の実績が積み重なり、どのような場合に現行の補填額算定スキームにおいてコスト効率化の効果が反映可能となるのかといった有効事例のようなものが見通せる状況になった段階で、改めてその効率化効果を補填額の算定に反映させるための具体的な方法についての検討を行うことが適当であると考えます。

## 質問6

KDDIから提案のあった当面の補填額算定方法について、どのようにお考えかご教示ください。

## 回答6

- 現行の補填額の算定方法の下では、加入者回線に係るコストはドライカップ接続料により事業者間で応分に負担しつつ、収容局単位に発生するNTSコストが実質的にユニバーサルサービス交付金の補填の対象となっています。
- KDDI殿からのご提案にある、加入者回線コストとNTSコストを区別せず、ワイヤレス固定電話の導入回線数に比例して補填額を減少させる方法は、収容局単位でワイヤレス固定電話に移行しない限りNTSコストが減少しないコストの実態と整合せず、また、補填額算定の仕組みとして、加入者回線コストは東西別平均コストで算定されている中、ワイヤレス固定電話の提供エリアの加入者回線コストのみを、地域別コストで算定するかのように扱うこととなり、「加入者回線部分は、ドライカップ接続料により競争事業者も高コスト地域の費用を負担している」という考え方に基づくこれまでの補填額算定や接続料算定の前提との整合を図ることが極めて困難であるため、採用することは適当ではないと考えます。（前回弊社プレゼン資料P.2）



実質的に交付金の補填対象となっているNTSコストは、回線収容装置やFRT-GC間伝送路に係るコストであり、一部の回線がワイヤレス固定電話に移行しても減少しない性質のもの

補填額算定の仕組み上、ワイヤレス固定電話への移行により、加入者回線コスト（東西別平均）全体としては減少するが、収容局毎に加入者回線コストの減少は反映されない構造

### 質問7

ワイヤレス固定電話の導入に係る補填額の算定方法に関して、制度の運用に係るコストを抑制する観点から、お考えがあればご教示ください。

### 回答7

- メタルの更改を契機に、メタル回線をその耐用年数である30年程度かけてワイヤレス固定電話に置き換えていくとした場合であっても、加入電話契約者が減少傾向は今後も続いていくと想定されることや光など他の手段での対応の可能性などを考慮すると、10年後の提供回線数は10万回線程度になるものと想定しています。
- また、こうした提供エリアやスケジュールについては、利用者の反応や、今後の人口減少等に伴う加入電話の回線数の減少によっても変動する可能性があることから、提供開始後、利用者の反応やコスト削減効果を見ながら、見直しを図っていく考えであり、提供開始数年後の時点では、提供回線数は1万回線に満たない程度に留まるものと想定しています。
- そのため、当社としては、制度運用に係るコストの抑制を図る観点からも、現時点「補填対象外」の整理とされている「加入電話に相当する光IP電話」と同様に、当面はワイヤレス固定電話をユニバーサルサービス交付金の補填対象外と整理し、ワイヤレス固定電話への移行の実績が積み重なり、どのような場合に現行の補填額算定スキームにおいてコスト効率化の効果が反映可能となるのかといった有効事例のようなものが見通せる状況になった段階で、改めてその効率化効果を補填額の算定に反映させるための具体的な方法についての検討を行うことが適当であると考えます。
- こうした段階で、仮にワイヤレス固定電話導入による加入者回線コストの効率化を補填額の算定に反映させるのであれば、加入者回線コストを東西別平均コストではなく、地域別コストで算定することも含め、ユニバーサルサービス交付金やドライカッパ接続料の算定スキーム全体としての整合性が確保された見直しの検討が生じ、交付金及び負担金算定等規則や接続料規則の改正対応に係るコストの発生が想定されることから、慎重な検討が必要と考えます。